## 所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・ 各種学校の課程である旨の証明書の発行に関する実施要項

## 1 趣旨

所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校・各種学校(以下「専修学校等」という。)の課程である旨の証明書の発行については、本実施要項の定めるところによるものとします。

- 2 所得税法施行令第11条の3第2項に掲げる専修学校等の課程
  - (1) 専修学校の高等課程及び専門課程
    - イ 職業に必要な技術の教授をすること。
    - ロ その修業期間が1年以上であること。
    - ハ その1年の授業時間数が800時間以上であること(夜間その他特別な時間において授業を行う場合には、その1年の授業時間数が450時間以上であり、かつ、その修業期間を通ずる授業時間数が800時間以上であること。)。
    - ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確 に定められていること。
  - (2) 専修学校の一般課程及び各種学校の課程
    - イ 職業に必要な技術の教授をすること。
    - ロ その修業期間(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程があり、 それぞれの修業期間が1年以上であって一の課程に他の課程が継続する場合に は、これらの課程の修業期間を通算した期間)が2年以上であること。
    - ハ その1年の授業時間数(普通科、専攻科その他これらに類する区別された課程がある場合には、それぞれの課程の授業時間数)が680時間以上であること。
    - ニ その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確 に定められていること。
- 3 対象となる専修学校等の設置者 全ての設置者(なお、「5留意事項(2)」について留意してください。)

## 4 手続

- (1) 私立の専修学校等にあっては都道府県知事、公立の専修学校等にあっては都道府県教育委員会、国立大学法人の置く専修学校にあっては国立大学法人学長(以下「都道府県知事等」という。)は、専修学校等の設置者により提出された以下の書類について、上記2の要件を満たすと認めた場合には、当該専修学校等の一覧に、提出された書類2通(正本1通、副本1通)を添えて8月15日までに文部科学大臣宛提出願います。
  - イ 申請書(様式1による。)
  - ロ 総括表(様式2による。)
  - ハ 証明書(様式3による。)
  - 二 学則

- (2) 文部科学大臣は、都道府県知事等により提出された上記(1)の書類に基づき 審査を行い、上記2の要件を満たすと認めた課程について、原則として11月に 証明書を発行します。
- (3) 専修学校等の名称の変更、該当課程の名称の変更その他証明書の記載事項に変 更があったときは、当該専修学校等の設置者は、所轄の都道府県知事等を経由し て当該証明書を文部科学大臣に返戻するとともに、新たな証明書の発行を希望す る場合には、上記(1)の書類及び次の書類を都道府県知事等宛提出願います。 なお、その後の手続については、上記(1)及び(2)の例によることとします。
  - ホ 新旧の比較対照表その他当該変更の内容を明らかにする書類
  - へ 当該変更につき、法令の定めるところにより、所轄庁の認可を受け、または所 轄庁に届け出たことを証する書類

## 5 留意事項

- (1) 様式1から3の「該当する課程名」は、専修学校等の基本となる組織の名称(例 えば医療専門課程、衛生高等課程)及び当該組織に置かれる上記2の要件に該当 する学科の名称(例えば看護科、理容科)を記入してください。
- (2) 国、地方公共団体、学校法人、私立学校法第64条第4項に規定する法人及び 所得税法施行令第11条の3第1項第1号に規定する者以外の設置者により設置 された専修学校等の生徒が勤労学生控除を受けるためには、あわせて「所得税法 施行令第11条の3第1項第2号に基づき文部科学大臣が定める基準を満たす専 修学校・各種学校である旨の証明書の発行に関する実施要項」に基づく手続も行 っていただくことが必要です。
- (3) 本実施要項による証明書は、確定申告又は年末調整の際、提出又は提示することが必要となりますので、各専修学校等におかれては、証明書の写を生徒に交付する際に、その旨を十分周知してください。